

## 【感染救済給付用】

# 葬 祭 料 請 求 の 手 引 き

書類の書き方やご不明な点は、下記の救済制度相談窓口までお問い合わせください。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
感染等被害救済制度相談窓口

お問い合わせ先：0120-149-931

## 葬祭料について

平成 16 年 4 月 1 日（再生医療等製品は、平成 26 年 11 月 25 日）以降に生物由来製品（※）等を適正に使用したにもかかわらず、その生物由来製品等を介した感染等によるものとみられる疾病（以下、「感染等による疾病」とします）により死亡した方の葬祭を行った方が請求することができます（以下、お亡くなりになった方を「死亡者」とします）。

（※）生物由来製品とは、人その他の生物（植物を除く）に由来するものを原料又は材料として製造される医薬品や医療機器などのうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものです。

医薬品では輸血用血液製剤やワクチンなど、医療機器ではブタ心臓弁やヘパリンを塗布したカテーテルなど様々な種類のものが指定されています。

## 請求手続

「請求書」に必要事項を記入のうえ、「診断書」等を添え、郵送にてご提出ください。（書類の受付窓口は設置していないため、必ず郵便等で送付してください。）

## 請求期限

死亡者の死亡の時から 5 年以内です。

ただし、死亡の原因となったとみられる生物由来製品等を介した感染等による疾病又は障害について、既に P M D A から医療費、医療手当、障害年金又は障害児養育年金の支給の決定があった場合には、その死亡の時から 2 年以内です。

また、正当な理由があるときは、この限りではありません。

## 提出書類

- 感染救済給付用「葬祭料請求書」（様式 16-2）
- 感染救済給付用「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」（様式 12-2 の（1））  
（皮膚用病変は「皮膚病変用」様式 12-2 の（2））
- 感染救済給付用「投薬・使用証明書」（様式 3-2）  
（生物由来製品等を処方せんなしで薬局等で購入した場合は感染救済給付用「販売証明書」（様式 4-2））
- 「死亡診断書」写し又は「死体検案書」写し等
- 「埋葬許可証」写し、「会葬御礼のハガキ」、「葬儀社の領収書」写し等（いずれか 1 部）
- 次に該当する場合は、記載のある書類
  - ▶ 感染の原因と疑われる生物由来製品等が院外処方箋による生物由来製品等の場合  
「お薬手帳」写し又は「薬剤情報提供文書（薬局で渡されるお薬の説明書）」写し

PMDA ホームページから様式をダウンロードし入力することで書類を作成することができます。是非ご活用ください。

感染救済 請求書類 で 検索 してください。

## 提出にあたっての注意事項・補足説明

### □ 全般的事項

- ▶ 書類は返却いたしませんのでコピーをお取りください。
- ▶ 電子媒体を提出の場合は、可能な限り CD または DVD での提出をお願いします。

### □ 「葬祭料請求書」

- ▶ 請求者が「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」などを参照のうえ、記入してください。

### □ 「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」

- ▶ 感染等による疾病で死亡するまでの経過がわかる医療機関（病院、診療所等）に作成をお願いしてください。

### □ 「投薬・使用証明書」

- ▶ 「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」を作成する医師以外の医師によって投薬・使用（処方せんの交付を含む）された場合に必要です。その生物由来製品等を投薬・使用した医療機関に作成をお願いしてください。
- ▶ 投薬・使用した医療機関と感染等による疾病で死亡した医療機関が同一である場合は、提出は不要です。

### □ 「販売証明書」

- ▶ 生物由来製品等を処方せんなしで薬局、ドラッグストア等で購入した場合に必要です。その生物由来製品等を購入した薬局、ドラッグストア等に作成をお願いしてください。

### □ 「死亡診断書」写し又は「死体検案書」写し等

- ▶ 死亡者の死亡の経緯等を確認するために必要となります。
- ▶ 「遺族年金」「遺族一時金」「未支給の救済給付」と同時請求する際は、その分も含めて 1 部で結構です。

### □ 「埋葬許可証」写し、「会葬御礼のハガキ」、「葬儀社の領収書」写し等（いずれか 1 部）

- ▶ 請求者が生物由来製品等を介した感染等による疾病により死亡した死亡者の葬祭を行った人であることを確認するために必要となります。
- ▶ 請求者の氏名（フルネーム）が明記されているものとしてください。

## □「お薬手帳」写し又は「薬剤情報提供文書（薬局で渡されるお薬の説明書）」写し

- ▶原因とみられる生物由来製品等が院外処方箋の場合は、ご提出ください。

## □既にPMDAから救済給付の支給の決定があった場合

- ▶死亡者に、その死亡の原因となったとみられる疾病又は障害について、既にPMDAから感染救済給付に係る「医療費、医療手当」、「障害年金」又は「障害児養育年金」の支給の決定があった場合は、「投薬・使用証明書」又は「販売証明書」の提出は不要です。
- ▶死亡者の死亡について、既にPMDAから感染救済給付に係る「遺族年金」又は「遺族一時金」の支給の決定があった場合は、「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」、「投薬・使用証明書」、「販売証明書」、「死亡診断書」写し又は「死体検案書」写しの提出は不要です。

## □その他

- ▶2次感染等の場合は、事例によって必要な書類が異なりますので、PMDAまでご連絡ください。

## 決定・支給

- ▶PMDAは、厚生労働大臣へ請求に係る死亡が生物由来製品等を介した感染等によるものであるかなどについて判定の申出を行い、その判定結果をもとに支給の可否を決定し、「決定通知書」として書面で通知します。
- ▶葬祭料の支給は、請求者本人名義の口座に振り込みます。「決定通知書」に同封する「受給者銀行口座届」により届け出ていただきます。

## 給付額

R1.10.1～ R3.3.31	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～ R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～
209,000円	212,000円	215,000円	219,000円	222,000円

※お亡くなりになった日が属する期間の金額になります。

## その他

- ▶葬祭料を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえたりすることはできません。
- ▶支給された葬祭料は、課税の対象とはなりません。
- ▶決定内容に不服がある場合には、厚生労働大臣に対し、審査を申し立てることができます。また、申立てにより意見陳述をすることができます。
- ▶請求者がお亡くなりになった場合は、PMDAまでご連絡ください。請求者や振込口座の変更等、別途手続きが必要となります。

## 提出先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

健康被害救済部給付課 感染給付係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 0120-149-931 （初回請求の方はこちらの救済制度相談窓口へご相談ください）

03-3506-9413 受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

9時30分～12時、13時～17時

※必ず郵送等で提出してください。

## 救済制度について

PMDA ホームページで救済制度の仕組み、請求手続、請求書類ダウンロード等のご案内をしています。

詳しくは [感染 救済](#) または [PMDA](#) で [検索](#) してください。